

# 港北区連合町内会 2月定例会

令和2年2月21日（金）午後2時00分から  
港北区役所 1号会議室

会長あいさつ  
区長あいさつ



## 議題

### 1 新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターの開設等について（掲示依頼） 【市連会報告】[資料1]

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

秋元 福祉保健課長

国内外の新型コロナウイルス感染症患者の発生にともない、新型コロナウイルス感染症に関する「コールセンター（一般電話相談）」および「帰国者・接触者相談センター」を開設しました。また、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染予防対策とコールセンターを周知するためのポスターを作成しましたので、掲示板への掲出をお願いいたします。

#### (1) 新型コロナウイルス感染症コールセンター

感染症の特徴、予防方法、有症時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご相談にお答えします。

電話番号：045-550-5530

開設時間：午前9時～午後9時（土日、祝日含む）

#### 基本的な感染予防対策

- ・こまめに手を洗う
- ・咳がでる人は、マスクを着ける
- ・よく眠り、バランスよく食べる

#### (2) 新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター

新型コロナウイルスの流行地域（2/12時点：中華人民共和国湖北省、浙江省）からの帰国者や新型コロナウイルス感染症患者との接触歴のある方等からの相談を受け付け、同感染症の疑い例に該当する方を診療体制等の整った医療機関につなぎます。

電話番号：045-664-7761

開設時間：午前9時～午後9時（土日、祝日含む）

#### (3) 問合せ先：健康福祉局 健康安全課 担当：金子

TEL 671-4182 FAX 664-7296

## 2 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 横浜国際総合競技場会場周辺の交通規制等について（情報提供）〔資料2〕

◆ 資料の送付はありません。

市民局オリンピック・パラリンピック推進課 伊藤課長

### (1) 競技概要

ア 競技 サッカー




イ 開催期間 7月23日(木)～8月8日(土)

ウ 試合数 8日間11試合（男子8試合、女子3試合）

エ 試合日程

日程	試合時間	試合内容	備考
7月23日(木)	17:30～22:30	男子予選	2試合開催
7月26日(日)	17:30～22:30	男子予選	2試合開催
7月28日(火)	20:30～22:30	女子予選	
7月29日(水)	17:30～22:30	男子予選	2試合開催
7月31日(金)	20:00～23:00	女子準々決勝	
8月1日(土)	20:00～23:00	男子準々決勝	
8月3日(月)	20:00～23:00	女子準決勝	
8月8日(土)	20:30～23:30	男子決勝	

### (2) 交通規制について

	規制場所	規制内容	規制時間（予定）
① 	小机地域（入場時）	歩行者用道路 （車両通行不可）	試合開始前混雑時 ～試合開始まで
①  ② 	小机地域（退場時）	歩行者用道路 （車両通行不可）	試合終了 ～混雑緩和まで

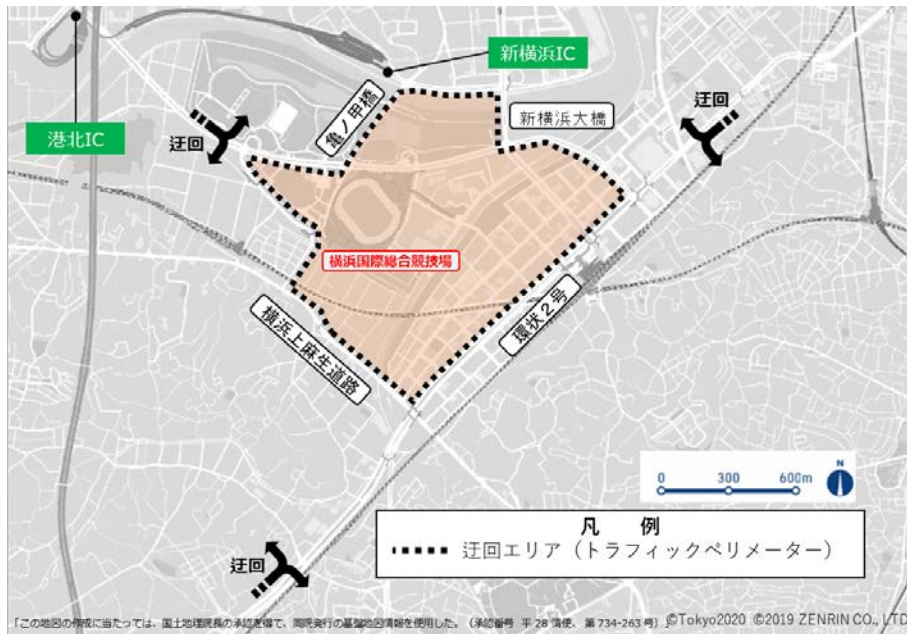


### (3) 迂回のご協力について

試合日は、下記の区域について、迂回のご協力をお願いします。

通行禁止ではないため、区域内であっても業務等で用のある車両などは原則、通行可能です。居住者の皆様も通行可能ですが、試合日の不要不急な外出はお控えいただけますよう、ご協力をお願い致します。

また、首都高速神奈川7号横浜北線『新横浜IC出口』は関係車両による混雑が予想されるため、試合日は出来る限り『港北IC出口』のご利用をお願いします。



## 3 令和2年民生委員・児童委員の推薦について（推薦依頼）

### 【市連会報告】[資料3]

◆ 欠員補充及び増員の地区について、3月上旬までに推薦依頼文を自治会町内会長あて直接送付します。

秋元 福祉保健課長

民生委員・児童委員の欠員補充及び増員を行うため、各地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

提出期限は4月20日（月）といたします。

令和2年は、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和4年11月30日）までとなります。（増員・減員につきましては2月14日に地区民児協会会長に2月28日を締切として依頼済みです）

### 【地区推薦準備会の開催時期】

令和2年7月1日付け欠員補充、増員を行う地区	→令和2年3月～4月中旬
参考（令和2年12月1日付け欠員補充、増員を行う地区	→令和2年8月～9月）

#### 4 健康増進法の一部を改正する法律（改正健康増進法）の全面施行に伴う対応について（揭示依頼）【市連会報告】[資料4]

◆ 合同メールで自治会町内会あてに送付します。

秋元 福祉保健課長

4月1日に健康増進法の一部を改正する法律（改正健康増進法）が全面施行されます。改正健康増進法は、「望まない受動喫煙をなくす」、「受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に特に配慮する」、「施設ごとに定められた対策を行う」を基本的な考え方としており、全面施行以降、受動喫煙防止に向けた取組が全国的に行われます。

##### 【自治会館・町内会館の取扱いについて】

改正健康増進法では、学校・病院など、特に子どもや患者等に配慮すべき施設は「第一種施設」として「原則、敷地内禁煙」、飲食店やオフィスなど、それ以外のほぼ全ての施設は「第二種施設」として「原則、屋内禁煙」となります。

自治会館・町内会館は「第二種施設」の取扱いが適用されます。

具体的対応としては、「屋内禁煙」とするか、「例外的に認められる一定基準を満たした喫煙室を屋内に設置」する必要があります。また、第二種施設の屋外における喫煙は規制されておりませんが、喫煙時は周囲へ配慮することが義務付けられております。

自治会館・町内会館で行われる会合や催事等での「原則、屋内禁煙（加熱式たばこを含む）」について、ご対応をお願いします。

このほか、自治会・町内会で実施する催事等の場合にも、受動喫煙防止へのご配慮をお願いします。

#### 5 令和2年国勢調査 調査員の推薦について（推薦依頼）【市連会報告】[資料5]

◆ 3月上旬までに推薦依頼文を自治会町内会長あて直接送付します。

椽木 総務課長

10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。この調査は、統計法に基づき5年ごとに実施される我が国の最も基本的かつ重要な調査で、国内に居住するすべての人を対象に行われるものです。

お忙しいところ恐れ入りますが、本調査の重要性をご理解いただき、実施について特段のご配慮とご協力をお願いしますとともに、国勢調査員として適任の方（20歳以上の方、責任を持ってご自身で事務を遂行できる方等）をご推薦くださるようお願い申し上げます。

・「推薦名簿」「調査員就任承諾書」の提出期限

4月20日（月）（郵送にて自治会町内会長から区役所あてご提出ください。）

## 6 広報紙の配布についてのお願い（協力依頼）【市連会報告】[資料6]

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

山本 区政推進課長

本市では、市政に関する情報や市会定例会の概要などの情報を、各世帯にお届けする広報媒体として「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

これまでも皆様の御協力により配布を行っておりますが、令和2年度も全世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 広報紙概要 ※謝金額は令和2年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）※
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	5月、8月、11月 令和3年2月	4円

- (2) 配布先：貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますようお願いいたします。

- (3) 配布時期：各世帯へ毎月1日～10日までの間に配布してください。

- (4) お届けする期日と部数

毎月末日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、お申し出いただいている部数をお届けします。

ただし、令和3年1月号は、令和2年12月29日までにお届けします。

- (5) 配布謝金の支払

実際の配布部数分を、令和2年10月と令和3年3月にお支払いします。

- (6) 配布担当者や部数などの変更連絡先について

港北区区政推進課広報相談係へ御連絡ください。（毎月10日までにご連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。） 電話：540-2222 / F A X : 540-2227

※配布担当者や部数など変更時の区役所へのご連絡は、港北区ホームページから可能です。

港北 広報 で 検索

- (7) その他

配布員が確保できないなど、お困りの場合には民間事業者による配布に切り替えるなどの対応も承っておりますので、区政推進課広報相談係までご連絡ください。（ただし、切替えまでに数か月かかる場合があります。）

## 7 令和元年度募金等の実績報告及び令和2年度の募金等への協力依頼について (報告・協力依頼)【市連会報告】[資料7]

◆ 資料の送付はありません。

港北区社会福祉協議会 島本 事務局長

令和元年度募金等の実績について御報告いたします。各地区連合町内会長をはじめ地域の皆様の御協力、誠にありがとうございました。

令和2年度も引き続き、募金活動を次のとおり実施させていただきたく、募金活動と活動に伴う資材調査について御協力をお願いいたします。

なお、令和2年度の各種募金における目安額については、各実施主体での会合で決定したうえで、改めてご案内いたします。

### (1) 令和2年度共同募金および赤十字運動の資材数調査について

5月から赤十字運動、10月から共同募金運動を展開する予定ですが、募金封筒等の資材の希望数を地区連合自治会町内会ごとに調査・報告をお願いします。

ア 回答方法：別紙調査票にご記入のうえ、FAX・窓口へ持参のいずれか

イ 回答期限：3月19日(木)※ 資材送付変更の際は、随時お知らせください

ウ 提出先：〒222-0032 港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 横浜市港北区社会

福祉協議会内 日赤港北区地区委員会・共同募金会港北区支会事務局

【「使用する」にチェックをつけた場合】

・封筒等資材を資材送付直前の加入世帯数、班数、掲示板数に合わせて送付します。

【「使用しない」にチェックをつけた場合】

・参考として関係資料1部およびポスターを掲示板数分のみ送付します。

### (2) 令和元年度実績及び令和2年度目安額案

	令和元年度実績 (令和2年1月末現在)	令和2年度 実施時期案	令和2年度 目安額案 ※	実施主体
日赤募金 (日本赤十字社募集)	17,414,730円 (目安額24,240,992円)	5月～6月	223円	日本赤十字社神奈川県支部横浜市港北区地区委員会
赤い羽根共同募金 (一般募金)	18,387,976円 (目安額27,314,835円)	10月～12月	255円	神奈川県共同募金会 横浜市港北区支会
年末たすけあい募金	23,911,484円 (目安額21,423,400円)	11月～12月	200円	
港北区社会福祉協議会 世帯会費	4,184,070円	6月～8月	40円	港北区社会福祉協議会
社会を明るくする運動 実施委員会会費	1,088,663円	6月～8月	10円	港北区社会を明るくする運動実施委員会

※ 世帯当たりの単価(それぞれの会合で決定します)

単位自治会の目安額=自治会加入世帯数×95%

(3) 問合せ先 港北区社会福祉協議会 TEL: 547-2324 / FAX: 531-9561

## 8 令和元年度災害時要援護者名簿の提供について（情報提供）[資料8]

◆ 協定を締結している連合町内会・自治会町内会の会長あてに名簿をゆうパックにて送付します。

中村 高齡・障害支援課長

【災害時要援護者支援名簿について（協定締結地区のみ）】

ア 提供方法

2月の区連会以降、ゆうパックで送付します。

（連合で協定を締結している地区は連合町内会長宛に、単位町内会で協定を締結している地区には単位町内会長宛に送付します。）

イ 名簿の返却について

平成30年度の名簿については、名簿とともに同封しているレターパックに入れ、4月24日（金）までに返却をお願いします。

ウ 情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）＜第2号様式＞の提出について  
名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修を受講することとなっています。各単位町内会で、研修を実施後、同封しております返信用の茶封筒に入れて、5月29日（金）までに返信をお願いします。

※ 期限に間に合わない場合は、下記連絡先までご連絡ください。

連絡先：港北区高齡・障害支援課 高齡・障害係

Tel 540-2317 FAX 540-2396

## 9 自治会町内会加入促進物品について（情報提供）[資料9]

◆ 合同メールで自治会町内会長あてに送付します。

小野 区連会事務局長（地域振興課長）

自治会町内会の加入促進用物品（ごみ袋入り加入案内）を作成しました。自治会町内会未加入者への加入促進にご利用ください。

(1) 物品内容：自治会町内会加入のご案内（チラシ）

ごみの分別について（チラシ）、ごみ袋（2枚）

(2) 申込・お渡し方法

自治会町内会長に合同メールでお送りする資料の下部にあります、申込書に必要事項をご記載の上、区役所4階地域振興課46番窓口（Tel:540-2235）へ直接お越しく下さい。

(3) 配付部数：単位自治会町内会 1団体につき、100部（1年間）までとなります。

(4) 配付開始日：3月26日（木）



10 情報提供（1については、合同メールで自治会町内会長あてに送付します。）

1 横浜 I R（統合型リゾート）の基本的な方向性（案）の市民意見募集について（情報提供）【市連会報告】[資料 10-1]

- (1) 受付期間：3月6日（金）から4月6日（月）まで
- (2) 配布場所  
各区役所広報相談係、市役所市民情報センターのほか、市ホームページに掲載します。
- (3) 意見の提出方法  
パンフレットに印刷された葉書、FAX、Eメールでご提出ください。
- (4) 概要  
横浜市が目指す I R の方向性や考え方について  
（市域全域又は全市民が対象となるものや、幅広い分野の施設に影響を及ぼすもの）
- (5) 問合せ先  
都市整備局 I R 推進課 TEL 671-4135 FAX 550-3869

2 令和2年4月1日開所予定の保育所等の整備状況等について [資料 10-2]

- (1) 認可保育所：105園（うち新規開所予定6園・小規模からの転換1園）
- (2) 地域型保育事業（小規模・家庭的・事業所内）：24園（うち新規開所3園）
- (3) 認定こども園：3園（うち認可保育所から幼保連携型に移行2園）

3 港北区スポーツ推進委員各種表彰受賞者について [資料 10-3]

4 首都高横浜北線 馬場出入口の開通について

開通日時：2月27日（木）12時

- ※「馬場入口」はETC専用入口です。現金でご利用のお客様（現金車）は、隣接する入口（「新横浜入口」・「岸谷生麦入口」・「子安入口」）のご利用をお願いします。「馬場出口」は現金車もご利用可能です。

11 掲示のお願い（合同メールで自治会町内会長あてに送付します。）

1 第8回港北オープンガーデンの開催について [資料 11-1]

開催期間：4月18日（土）～4月19日（日）、5月9日（土）～5月10日（日）

2 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の発行について [資料 11-2]

12 新型コロナウイルス感染症に伴う、事業・イベント等の延期・中止について

◆ 資料の送付はありません。

新型コロナウイルス感染の拡大を防止する観点から、これまでの港北区連合町内会 定例会でお知らせや掲示・回覧のお願いをしました、次の事業・イベントについては、中止又は延期する事となりましたので、お知らせします。

1 【開催延期】「令和元年度 港北区自治会町内会長感謝会」[資料 12-1]

3月6日（金）に開催予定でしたが、6月ごろに延期の予定です。

問合せ先：港北区地域振興課 TEL：540-2234

2 【開催中止】「第6回 シニアの祭典」[資料 12-2]

2月27日（木）に開催予定でしたが、開催中止となりました。

問合せ先：（公財）横浜市老人クラブ連合会 TEL：433 - 1256



### 3 【開催中止】「横浜北西線開通記念イベント」[資料12-3]

#### (1) 横浜北西線ファンラン

2月29日(土)に開催予定でしたが、開催中止となりました。

#### (2) 一般公開イベント

3月8日(日)に開催予定でしたが、開催中止となりました。

問合せ先((1)・(2)いずれも)

: 道路局横浜環状北西線建設課 TEL: 671 - 3630

### 4 【開催中止】「人生100年時代 変化するセカンドライフへの対応」

3月5日(木)に開催予定でしたが、開催中止となりました。

問合せ先: 港北区社会福祉協議会 TEL: 547 - 2324

### 5 【開催中止】「区民のための災害対策講座」[資料12-5]

3月14日(土)に開催予定でしたが、開催中止となりました。

問合せ先: (一社)横浜市港北区医師会 TEL: 433 - 2367

## 13 行政機関からの情報提供等

#### (1) 港北警察署

- ・ 子供・女性を対象とした犯罪発生分析
- ・ 交通事故概要

#### (2) 港北消防署

- ・ 港北区内の火災・救急状況について

#### (3) その他

2月の合同メールは2月26日(水)に発送します。

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/jichikai/kurenkai.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichikai/kurenkai.html)

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索



## 【港北区防犯情報メール】

パソコン、携帯電話のメールアドレスや FAX 番号を登録するだけで、港北区で発生した街頭犯罪などの防犯情報を受信することができます。皆様の防犯に是非お役立てください。

港区内を 4 エリア(北部、東部、西部、南部)に分け、該当エリアで発生したひったくりや空き巣などの街頭犯罪や不審者情報、振り込め詐欺など身近な犯罪情報をお届けします。

※登録・受信は無料です。(通信料は別途かかります。)

### エリア別アドレス一覧

<b>北部エリア</b> <a href="mailto:kbaaan@city.yokohama.jp">kbaaan@city.yokohama.jp</a> 	日吉、日吉本町、箕輪町、下田町、綱島東、綱島西一丁目～三丁目・五丁目～六丁目、綱島上町、綱島台、高田東、高田西、高田町
<b>東部エリア</b> <a href="mailto:kbaaae@city.yokohama.jp">kbaaae@city.yokohama.jp</a> 	大曽根、大曽根台、樽町、師岡町、大倉山
<b>西部エリア</b> <a href="mailto:kbaaaw@city.yokohama.jp">kbaaaw@city.yokohama.jp</a> 	新吉田東、新吉田町、新羽町、北新横浜、綱島西四丁目
<b>南部エリア</b> <a href="mailto:kbaaas@city.yokohama.jp">kbaaas@city.yokohama.jp</a> 	大豆戸町、菊名、篠原北、錦が丘、富士塚、篠原東、篠原町、仲手原、篠原台町、篠原西町、新横浜、小机町、鳥山町、岸根町

## 【「ピーガルくん子ども安全メール」について】

神奈川県警では、子どもを犯罪から守るための情報(不審者情報・ちかん・脅迫・暴行等・凶悪事件の発生・警察からのお知らせ等)を電子メールで携帯電話・パソコンにお送りするサービスを行っています。

記載の QR コードから登録手続きが行えます。

その他の詳細は、神奈川県警のホームページを御確認下さい。

